

東南海・南海地震防災対策推進計画と国土交通省防災業務計画の体系

防災基本計画

〔災害対策基本法第34条第1項の規定により中央防災会議が作成〕

- ・ 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- ・ 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等

H16.3.31
修正

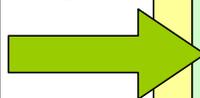


東南海・南海地震防災対策推進基本計画

〔東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定により中央防災会議が作成〕

- ・ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針
- ・ 東南海・南海地震防災対策推進計画の基本となるべき事項
- ・ 東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項
- ・ 推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

H16.3.31
策定



国土交通省防災業務計画

〔災害対策基本法第36条第1項の規定により指定行政機関である国土交通省が作成〕

第1編 総則

第2編 震災対策編

第4章 東南海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第5章

東南海・南海地震防災対策推進計画

〔東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定により指定行政機関である国土交通省が防災業務計画において規定〕

- ・ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- ・ 津波からの防護及び円滑な避難の確保
- ・ 防災体制
- ・ 防災訓練
- ・ 地震防災上必要な教育及び広報
- ・ 地方支分部局等推進計画の作成

第3編 風水害対策編

第4編 火山災害対策編

第5編 雪害対策編

第6編 海上災害対策編

第7編 航空災害対策編

第8編 鉄道災害対策編

第9編 道路災害対策編

第10編 原子力災害対策編

第11編 河川水質事故災害対策編

第12編 港湾危険物等災害対策編

第13編 大規模火事等災害対策編

第14編 その他の災害に共通する対策編

第15編 地域防災計画の作成の基準